

[韓国] 特許権侵害罪を親告罪から反意思不罰罪に変更



1. 特許法改正 (2020年10月20日付公布)

改正前までは、特許権又は専用実施権の侵害罪に対しては、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない親告罪と規定されていた。したがって、特許権侵害による技術保護には限界があった。

2. 改正内容

■改正前の第225条(侵害罪)

- ① 特許権又は専用実施権を侵害した者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。
- ② 第1項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

■改正後の第225条(侵害罪)

改正後の第225条(侵害罪)

” HARA**K**ENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。